

市民の皆さんの ご意見をお寄せください

七左町二丁目、 七左町三丁目の 新町名(案)について

市では、七左町二丁目および

三丁目の一部で七左第一土地区画整理事業を施行しています。事業地区では、事業計画に基づいて、新しい街区が形成され、従前の町名、町界、地番と適応していないため、新たに整理する必要があります。

このたび、新町名(案)について、意見を募集します。素案は市街地整備課(本庁舎3階)、情報公開センター(第二別館1階)、3月16日(月)からは本庁舎2階、各地区センター、市ホームページでご覧になれます。

▽応募方法：3月1日(日)～30日(月)(必着)に、意見用紙に必要事項を記入のうえ、直接市街地整備課または情報公開センター、各地区センターに設置した意見箱へ(郵送・ファクス・メールも可)。意見用紙は市街地整備課で配布しているほか、市ホームページ等でも公表します

〒10113200 city.koshigaya.saitama.jp
TEL 965-0948、FAX 965-0949

10113200/city.koshigaya.saitama.jp

※いただいたご意見への個別回答はできません。結果はホームページ等で公表します

七左町二丁目、七左町三丁目の新町名案に関する説明会

時間：3月18日(水)、午後2時から、科学技術体験センター「ミラクル」レクチャールーム ②3月

19日(木)、午後7時から、南越谷地区センター学習室A・B(内容はどちらも同じ) ④土地区画

整理事業の進捗に伴う七左町二丁目、三丁目全域の町名変更についての概要説明 ⑦七左町二丁目および七左町三丁目の居住者、地権者、事業者 ⑧市街地

整備課 ☎963-9263

越谷市公共施設等総合管理計画(素案)の意見募集の結果

1月20日～2月18日に意見を募集したところ、寄せられた意見はありませんでした。

企画課 ☎963-9112

東日本大震災から約4年が経過しましたが、この間にも日本列島は多くの災害に見舞われました。記憶に新しいところでは、昨年8月に広島市で豪雨による土砂災害が発生するなど、災害による犠牲者が後を絶ちません。

しかし、昨年11月に、長野県北部で発生した長野県神城断層地震では、幸いにも命を落とされた方が1人もいませんでした。震源に近い白馬村では、

家屋の倒壊などにより自宅に取り残された人を、懐中電灯の明かりを頼りに近所の住民たちが救助しました。また、建設会社のフォークリフトで屋根を持ち上げたり、消防団のチェーンソーで柱を切断したりして救出しました。まさに住民同士の深いつながり『絆』があったからです。

災害が起きたとき、高齢者や障がい者、病人や負傷者、子どもなど、いわゆる「災害時要援護者」と呼ばれる人々を助けることができるのは、普段からその近くにいる人、同じ地域に暮らす人たちです。お互いの人権を意識したつながりが、災害のときに重要な意味を持つてきます。

災害に直面したとき、まずは自分や家族のことを考え、周りを気にかける余裕を持つことはなかなか難しいと思います。だからこそ、災害時だけではなく普段から相手を思いやる心を持ち、地域とのコミュニケーションをとり、人権を意識して、お互い支えあって行動していくことが大切なのではないでしょうか。

主管課 人権・男女共同参画推進課
教育委員会生涯学習課

人権それは愛

災害と人権 ～普段からのつながり～

東日本大震災から約4年が経過しましたが、この間にも日本列島は多くの災害に見舞われました。記憶に新しいところでは、昨年8月に広島市で豪雨による土砂災害が発生するなど、災害による犠牲者が後を絶ちません。

しかし、昨年11月に、長野県北部で発生した長野県神城断層地震では、幸いにも命を落とされた方が1人もいませんでした。震源に近い白馬村では、

家屋の倒壊などにより自宅に取り残された人を、懐中電灯の明かりを頼りに近所の住民たちが救助しました。また、建設会社のフォークリフトで屋根を持ち上げたり、消防団のチェーンソーで柱を切断したりして救出しました。まさに住民同士の深いつながり『絆』があったからです。

災害が起きたとき、高齢者や障がい者、病人や負傷者、子どもなど、いわゆる「災害時要援護者」と呼ばれる人々を助けることができるのは、普段からその近くにいる人、同じ地域に暮らす人たちです。お互いの人権を意識したつながりが、災害のときに重要な意味を持つてきます。

災害に直面したとき、まずは自分や家族のことを考え、周りを気にかける余裕を持つことはなかなか難しいと思います。だからこそ、災害時だけではなく普段から相手を思いやる心を持ち、地域とのコミュニケーションをとり、人権を意識して、お互い支えあって行動していくことが大切なのではないでしょうか。

主管課 人権・男女共同参画推進課
教育委員会生涯学習課

「白色トレイ・危険ごみ」「燃えないごみ」「缶」の収集時間が一部変わります

市では、効率的にごみ収集を行うため収集経路の一部見直しを行いました。その結果、4月1日から「白色トレイ・危険ごみ」「燃えないごみ」「缶」について、ごみの収集時刻が一部変更となります。引き続き、ごみ出しは朝8時までをお願いします。また、ごみの分別にご協力ください。



関リサイクルプラザ ☎976-5375

縦覧

都市計画の永久縦覧について

平成27年2月10日付けで変更された都市計画の図書がご覧になれます。変更された都市計画の種類と窓口は次のとおりです。

○高度利用地区・防火地域及び準防火地域・地区計画・道路：都市計画課

○下水道：下水道課

○公園：公園緑地課

〔縦覧時間〕 平日の午前8時30分～午後5時15分

① 都市計画課 ☎963-9922

② 下水道課 ☎963-9920

③ 公園緑地課 ☎963-9922

④ 公園緑地課 ☎963-9922

⑤ 公園緑地課 ☎963-9922

⑥ 公園緑地課 ☎963-9922

⑦ 公園緑地課 ☎963-9922

⑧ 公園緑地課 ☎963-9922

⑨ 公園緑地課 ☎963-9922

⑩ 公園緑地課 ☎963-9922

固定資産縦覧帳簿の縦覧

越谷市の固定資産税の納税者(免税点未満の方を除く)は、縦覧期間中、固定資産縦覧帳簿により市内の固定資産の価格を無料で見ることができます。

〔期間〕 4月1日(水)～6月1日(月)(土曜・日曜日、祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分

〔場所〕 資産税課(本庁舎1階)

〔縦覧できる方〕 固定資産税の納税者またはその代理人(所有者が亡くなった場合は相続人)

〔必要なもの〕 本人確認ができる証明書等(法人の場合は本人確認ができる証明書等と代表者印)。代理人は委任状。相続人は相続を証明する戸籍謄本等

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産の所有者(免税点未満の方も含む)は、課税台帳(名寄帳)の写しを閲覧制度により受け取ることができます。縦覧期間中に、ご自身の資産についてご確認ください。また、借地人・借家人は借地・借家物件のみの価格等が記載されている課税台帳の写しを受け取ることができます。

〔期間〕 通年

〔場所〕 資産税課(本庁舎1階)、北部・南部出張所

〔閲覧できる方〕 固定資産の所有者本人またはその代理人、相続人、借地人・借家人(借用にかかる固定資産のみ)等

〔手数料〕 縦覧期間中のみ無料(ただし借地人・借家人は有料)

〔必要なもの〕 縦覧帳簿の縦覧の場合と同じ。なお、借地人・借家人は借地・借家契約書等が必要

問 資産税課 ☎963-9147

平成27年度集合狂犬病予防注射と登録

狂犬病予防注射は毎年1回行うことが狂犬病予防法で義務づけられています。下記の集合狂犬病予防注射会場または動物病院で受けてください。生後91日以上の犬が対象です。

〔日時・会場〕 下表のとおり(昨年度と一部会場が異なります。いずれの会場でも受けられます。車での来場はご遠慮ください)

〔費用〕 注射料・済票交付手数料3,300円、新規登録は別途3,000円が必要です(つり銭のないようにご準備ください)

〔持ち物〕 市から登録済みの方へ郵送する平成27年度狂犬病予防注射済票交付申請書(はがき)。新規の方は会場で登録手続きも併せて行います

日時	9:30~10:30	11:30~12:30	14:00~15:00
4/14(火)	大杉公園(大杉518)	平方浅間神社(平方3604)	沼田第二公園(平方南町16)
4/15(水)	大道香取神社(大道94)	千間台第三公園(千間台西2-15)	下間久里香取神社(下間久里1226)
4/16(木)	蒲生地区センター駐車場(登戸町33-16)	南越谷第二公園(南越谷4-25)	南体育館駐車場(川柳町4-20)
4/17(金)	大沢地区センター駐車場(大沢2-10-40)	荻島南部地区自治会館(石神井神社)(西新井314)	西体育館駐車場(七左町4-223)
日時	9:30~11:00	13:00~14:30	
4/20(月)	市立図書館駐車場(東越谷4-9-1)	荻島地区センター駐車場(南荻島190-1)	
日時	9:30~10:30	11:30~12:30	14:00~15:00
4/21(火)	増林地区センター駐車場(増林3-4-1)	南百ふれあい公園(東町2-132-1)	大相模不動尊駐車場(相模町6-442)
4/22(水)	弥十郎公園(弥十郎163-1)	北部市民会館西側恩間第二公園(恩間187-1)	宮本町マルサン公園(宮本町3-92-1)
4/23(木)	北越谷第二公園(北越谷2-28-1)	住吉新生自治会館北側公園(大房1194-16)	中央市民会館東側広場(越ヶ谷4-1-1)

〔注意事項〕

- ・犬には必ず引き綱(リード等)と首輪を付け、会場を外れないようにしてください
- ・会場でのフンや尿の処理にご協力をお願いします
- ・狂犬病予防注射は、動物病院でも受けられます。費用等については各動物病院へお問い合わせください
- ・中核市への移行に伴い、4月1日(水)から犬に関する手続きの窓口は越谷市保健所になります

問 環境政策課 ☎963-9184(3月31日(火)まで)
越谷市保健所生活衛生課 ☎973-7532(4月1日(水)以降)